

府南部豪雨被災者に係る府立高等学校及び府立中学校入学考査料減免実施要項

1 趣旨

この要項は、京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号。以下「条例」という。）第6条第2項及び京都府立学校授業料等徴収条例第6条第2項及び第8条第2項に規定する大規模な災害及び年度を定める告示（平成24年京都府教育委員会教育長告示第12号）に規定する府立高等学校及び府立中学校の入学考査料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

平成25年度京都府公立高等学校入学者選抜において府立高等学校に入学を志願する者（総合選抜を行う京都市北通学圏及び京都市南通学圏の普通科第Ⅰ類を志望する者については、府立高等学校に願書を提出するもの。以下「高校志願者」という。）若しくはその保護者又は平成25年度京都府立中学校入学者選抜において入学を志願する者（以下「中学校志願者」という。）若しくはその保護者の住家が、府南部豪雨により、全壊、半壊、床上浸水、一部損壊の被害を受けた場合に入学考査料を減免するものとする。

3 減免額

条例第6条第2項の規定により減免する入学考査料の額は、入学考査料の全額とする。

4 申請の手続き等

(1) 申請書の提出

ア 入学考査料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入学考査料減免申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、府立高校志願者は在学（出身）中学校長を経由し、平成25年1月21日（月）（推薦入学、特色選抜、海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜、成人特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜に出願する者については、平成24年12月25日（火））までに平成25年度京都府公立高等学校入学者選抜要項に規定する高等学校長に、中学校志願者は、平成24年11月30日（金）までに志願先中学校長に提出するものとする。

なお、高校志願者のうち第2次募集に出願する者は、速やかに京都府教育庁指導部高校教育課に連絡することとする。

イ 申請者は、2に掲げる被災状況を証するため、市町村等が発行する被災を証する書類（以下「り災証明書」という。）の写しを申請書に添えるものとする。

ただし、り災証明書の交付を受けられない事情があるときは、在学（出身）中学校長又は小学校長の副申書によることができる。

(2) 申請書の審査

ア 教育委員会が行う学力検査の手数料の減免に関する申請については、次に掲げるところによる。

(ア) (1)により申請書の提出を受けた府立高等学校長は、申請書及び添付書類を平成

25年1月30日（水）（海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜、成人特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜に出願する者については、平成25年1月9日（水））までに、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(イ) 教育長は、申請書を審査し、2に該当すると判断した者にあつては減免の承認の決定を、2に該当しないと判断した者にあつては減免の不承認の決定を、在学（出身）中学校長を経由して、申請者に通知するものとする。

イ 府立高等学校又は府立中学校の校長（以下「校長」という。）が行う入学考査の手数料の減免に関する申請については、次に掲げるところによる。

(ア) (1)により申請書の提出を受けた校長は、申請書を審査し、2に該当すると判断した者にあつては申請書及び添付書類の写しを、府立高等学校長においては平成25年1月9日（水）までに、府立中学校長においては平成24年12月6日（木）までに、教育長に提出して減免の承認を求め、2に該当しないと判断した者にあつては減免の不承認の決定を申請者に通知するものとする。

(イ) 校長は、教育長から減免の承認又は不承認の通知を受けたときは、高校志願者にあつては在学（出身）中学校長を経由して、中学校志願者にあつては直接、申請者に通知するものとする。

ウ 申請者については、減免の承認又は不承認の決定があるまで、入学考査料の納付を猶予するものとする。

エ 入学考査料の減免の承認決定通知を受けた高校志願者又は中学校志願者は、入学願書の提出時に、当該決定通知書を添付するものとする。

5 その他

この要項に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は別に定める。